



# 野焼き からの火災が多発

## 1 屋外での焼却行為は原則禁止

廃棄物の野外焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一部の例外規定を除いて原則禁止されています。剪定木や雑草、家庭ごみなどは、屋外では焼却せず、指定のごみステーションに出すなど、適正に処理するようお願いします。

野外焼却の禁止の例外については、次のような場合があります。



### 野外焼却の禁止の例外

- ・ 国や地方公共団体がその施設の管理を行うために行う場合
- ・ 災害の応急対策や復旧のために行う場合
- ・ 風俗慣習上または宗教上の行事の場合（どんど焼き、送り火など）
- ・ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行う場合
- ・ たき火など日常生活を営む上で通常行われるもので軽微なもの

## 2 例外規定に該当した場合でも次のことに注意

### その場を離れない！

焼却行為をする場合には、必ず監視を継続する。やむを得ずその場を離れる場合は、一旦消火する。



### 消火用具を準備する

燃え広がってしまったとき、又は緊急で消火する必要がある場合に備えて、水バケツなどの消火用具を準備をする。



### 天候により中止する

強風、乾燥注意報や警報が発令されているときは中止する。火の粉や灰は、風速2m程度の風でも遠くに飛ぶことがあり、風のない日でも天候が急変する場合があるので注意する。



気象状況や付近住民の生活に影響（煙・臭い等）をおよぼす場合は、消火していただく場合があります。

例外規定の場合でも、野焼きやたき火は一步間違えれば、取り返しのつかない火災に繋がります。また、近隣住民の方々への配慮を忘れず、気象状況などを考慮し、無理に行うことはやめてください。

お問合せ  
 嶺北消防組合消防本部予防課  
 TEL 0776-51-8435  
 e-mail yobou@reihoku-fd.jp

